

													設計者	検査者					
市長		副市長		建設部長		財政課長		主管課長		課長補佐		担当							
富谷市 市内一円																			
令和8～9年度 自家用電気工作物保安管理業務(汚水中継ポンプ場) (長期継続) 実施 仕様書																			
一金 工 費 内消費税相当額										起 工 事 由									
										施 工 方 法 其 他									
工 期		自 令和8年4月 1日			至 令和10年3月31日			2ヵ年											
設 計 構 造 仕 様 概 要																			
自家用電気工作物保安管理業務(汚水中継ポンプ場)																			
対象設備 N=6箇所 ①成田第1汚水中継ポンプ場 ④ひより台第1汚水中継ポンプ場																			
②明石台汚水中継ポンプ場 ⑤ひより台第2汚水中継ポンプ場																			
③上桜木汚水中継ポンプ場 ⑥ひより台第3汚水中継ポンプ場																			
点検回数		N=24回(月1回×2ヵ年(24ヵ月分))																	
委託期間		令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日																	

富 谷 市

内 訳 書

名 称	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費						
電気工作物 保安管理業務	汚水中継ポンプ場 6箇所	式	1			業務費内訳書
小計						
消費税相当額		%				
合計						
	令和8年度					
	令和9年度					

令和8～9年度 自家用電気工作物保安管理業務(汚水中継ポンプ場)(長期継続) 仕様書

1. 概 説

本仕様書は、富谷市建設部上下水道課(公共下水道施設)で委託する自家用電気工作物保安管理業務に関する仕様の概要を示す。

2. 対象設備等

実 施 場 所	住 所	点 検 回 数	設 備 容 量 (KVA)	予 備 発 (KVA)	電 圧
成田第1汚水中継ポンプ場	成田3丁目	月1回	750	625	高圧
明石台汚水中継ポンプ場	明石字下犬ヶ沢	月1回	155	150	高圧
上桜木汚水中継ポンプ場	上桜木2丁目	月1回	24	43	低圧
ひより台第1汚水中継ポンプ場	ひより台2丁目	月1回	18	35	低圧
ひより台第2汚水中継ポンプ場	ひより台2丁目	月1回	17	39	低圧
ひより台第3汚水中継ポンプ場	ひより台1丁目	月1回	27	100	低圧

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 一般適用事項

(1)再委託の禁止

受託者は、この業務の履行につき全部、又は一部を他のものに再委託してはならない。

(2)権利義務の譲渡禁止

受託者は、この義務によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(3)安全対策の確立

受託者は、対象施設の重要性等を十分把握し、業務の安全対策について確立すること。

(4)関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係法令、規則、条例等を遵守しなければならない。

(5)解除権

受託者は、受託者が仕様に違反して、又は著しく作業に不誠実で業務を履行することが不可能であることが認められるときは、この業務委託を解除することができる。

5. 業務実施項目

(1) 定期点検

- a 月次点検:主として運転中の施設の点検等
- b 年次点検:主として施設の運転を停止して行う点検

(2) 臨時点検(必要の都度)

- a 事故発生時の場所の点検等
- b 指示計器および高圧機器の絶縁油の点検等

(3) 不良箇所改修の指導及び助言

(4) 事故発生時の応急処置の指導及び事故原因調査ならびに再発防止対策の指導

(5) 電気関係法令の定める電気事故報告書の作成および手続きの指導

(6) 電気関係法令に基づく立入検査の立会

6. 主な点検項目

主な点検項目			
受電設備	責任分界となる区分開閉器等	電気使用場所の設備	電動機
	引込線等		電熱装置
	断路器、遮断器、開閉器		電気溶接機
	電力ヒューズ		照明設備
	計器用変成器		配線及び配線器具
	変圧器		その他の機器類
	電力用コンデンサ、直列リアクトル		接地装置
	避雷器	非常用予備発電装置	原動機及び付属装置
	母線、バスダクト等		発電機及び励磁装置
	その他の高圧機器		遮断器、配電盤、制御装置等
配電盤、制御回路	建物、室、キュービクル等の金属箱		
建物、室、キュービクル等の金属箱		接地装置	
接地装置	蓄電池	蓄電池	
電線路		充電装置及び付属装置	
遮路器、遮断器等機器類			
配電設備	接地装置		

※該当する設備のない施設については点検の必要はありません。

7. 業務に必要な資格等

- (1)電気事業法施行規則第五十二条第二項の委託契約の相手方の要件等を満たしていること。

8. 業務実施の報告

受託者は、業務実施後速やかに書面(任意様式)にて報告すること。

9. その他

(1)受託者は、事故時等において、迅速な対応が可能な体制を整備しておくこと。

(2)支払方法は月払いとする。

(3)本業務の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、本業務の契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、本業務の契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、受託者に通知しなければならない。

